

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設の認定に関する基準等を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の2の3第1項の規定に基づき、物品認定及び役務認定(以下これらを総称して「施設認定」という。)に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「物品認定」とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による認定生活困窮者就労訓練事業(生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。以下同じ。)を行う施設(以下「認定生活困窮者就労訓練事業実施施設」という。)の認定であつて、当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者(生活困窮者自立支援法第2条第1項に規定する生活困窮者をいう。以下同じ。)の自立の促進に資することについて行うものをいう。

2 この要綱において「役務認定」とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による認定生活困窮者就労訓練事業実施施設の認定にあつて、当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することについて行うものをいう。

3 この要綱において「認定生活困窮者就労訓練事業者」とは、認定生活困窮者就労訓練事業実施施設において認定生活困窮者就労訓練事業を行う者をいう。

(認定基準)

第3条 施設認定は、認定生活困窮者就労訓練事業者の申請により、認定生活困窮者就労訓練事業実施施設ごとに行う。

2 市長は、次条の規定による申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当することを認めるときは、当該申請に係る認定生活困窮者就労訓練事業実施施設について施設認定を行う。ただし、市長が、当該申請に係る施設認定をすることが適当でないとき認めるときは、この限りではない。

(1) 当該申請に係る認定生活困窮者就労訓練事業者(以下「申請者」という。)が、生活困窮者の就労機会の確保等の活動、事業を実践していること。

(2) 認定生活困窮者就労訓練事業実施施設において、本市の生活困窮者を受け入れていること。

- (3) 申請者が、適切な業務遂行能力を有すること。
- (4) 申請者が、法令違反等、事業者の認定にふさわしくない事実がないこと。
- (5) 申請者が、公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- (6) 申請者が、尼崎市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団等に該当していないこと。
- (7) 申請者が、租税公課を滞納していないこと。

3 市長は、前項の規定による施設認定をしようとするときは、地方自治法施行規則第12条の2の3第3項の規定に基づき、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

(認定の申請)

第4条 前条の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認定申請書（様式第1号）に、誓約書（様式第2号）及び必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(認定)

第5条 市長は、第3条第2項の規定による施設認定をしたときは認定通知書（様式第3号）により、施設認定しないこととしたときは非該当通知書（様式第4号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(実態調査)

第6条 市長は、第3条の規定に該当することを確認するために必要と認めるときは、当該申請者を訪問し、現場の確認及び聴き取り等の実態調査を行うことができるものとする。

(認定団体の公表)

第7条 市長は、第5条の認定を受けた者（以下「施設認定事業者」という）について、名簿を作成し公表するものとする。

(認定事項の変更)

第8条 施設認定事業者は、第4条の規定による申請の内容に変更が生じたときは、速やかに認定事項変更届（様式第5号）により、市長に遅滞なく届け出なければならない。ただし、申請の内容のうち、物品認定を受けた物品の内容又は役務認定を受けた役務の内容を変更しようとするときは、その変更の30日前までに、市長に届け出なければならない。

(認定の辞退)

第9条 施設認定事業者が、認定を辞退するときは、その30日前までに、認定辞退届(様式第6号)により、市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、施設認定を取消することができる。

- (1) 第3条第2項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 施設認定事業者から前条の規定による認定の辞退の届出があったとき。
- (3) 施設認定事業者が、不正な手段により第3条第2項の施設認定を受けたとき。
- (4) 施設認定に係る随意契約の履行にあたり、不誠実又は不正な行為があったとき。
- (5) 事業の実施に際し、法律上必要とする資格を有しなくなったとき。
- (6) 正当な理由なく、施設認定に係る随意契約を履行しなかったとき。
- (7) その他市長が施設認定を行うことが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定に基づき、施設認定を取消することとしたときは、速やかに認定取消通知書(様式第7号)により、施設認定事業者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

(報告)

第11条 施設認定事業者は、市長から報告の求めがあったときは、速やかに報告をしなければならない。

(事務)

第12条 この要綱に関する事務は、健康福祉局南部保健福祉センター南部福祉相談支援課において実施する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。